

石川町防地域防災計画修正の概要

◎地域防災計画とは...

石川町地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、石川町防災会議が作成する地域防災計画のうち風水害等（個別災害対策計画含む）及び地震災害といった様々な災害対策に関する計画であり、国の防災基本計画及び防災業務計画、福島県地域防災計画を指針としています。

そのため、今回の見直しでは、災害対策基本法をはじめとする法制度の改正や、国及び県の動向等を反映しています。

総 則 編	計画の位置づけや役割、各機関の役割等について
一 般 災 害 対 策 編	風水害、雪害等の対策及び個別災害対策計画（原子力事故対策計画、航空機事故対策計画、林野火災対策計画等）について
震 災 対 策 編	地震災害対策について
資 料 編	各編に関連する各種資料

◎近年多発する大規模災害への対策に向けて...

近年は、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、そして、本町にも大きな被害が及んだ令和元年 10 月の令和元年東日本台風（台風 19 号）等、全国各地で大規模災害が発生しています。

そのため、今回の見直しでは、全国各地で発生した災害教訓等についても反映しています。

◎災害に強いまちづくりに向けて...

災害が発生しても被害を最小限に食い止めるためには、自助・共助・公助の連携が不可欠です。

そのため、今回の見直しにあたっては、町や防災関係機関、住民及び事業所が果たすべき責務や役割等について充実させています。

■修正項目

1 令和元年東日本台風を踏まえた修正

(1) 災害応急活動体制の見直し

町の災害時活動体制の見直し	<ul style="list-style-type: none">令和元年東日本台風の教訓を踏まえ、災害時の時間経過に応じて人員を効果的に配置できるように、災害時における町の活動組織体制を見直し。
関係機関との連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none">地震や台風等の異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害の発生も見据えて、災害発生時に備えた体制を強化するため、国や県、自衛隊等の関係機関との連携体制等について修正。
業務継続性の確保	<ul style="list-style-type: none">災害発生時の応急対策とあわせて、制約を受けた中でも一定の業務を的確に行い、速やかな復旧につなげられるように業務継続計画の実効性の確保等、事前対策について追加。

(2) 水害対策の充実

水害予防対策の充実	<ul style="list-style-type: none">河川、ダム、ため池等の予防対策について、県計画を参考に修正。
-----------	--

(3) 災害廃棄物処理対策の充実

災害廃棄物処理対策の充実

- 予防対策
災害時に円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるように、災害廃棄物の処理体制や周辺自治体との連携体制等、災害廃棄物処理計画について追加。また、大量の災害廃棄物の発生に備え、県と連携した広域処理体制の確立について追加。
- 応急対策
災害発生時の災害廃棄物処理の実施について、関係機関との連携体制や有害物資の漏洩防止対策等について修正。

(4) 地域の防災力の充実

一人一人の防災意識の向上のため、基本理念や住民等の責務等について追加

- 基本理念の追加
災害が発生した場合に、地域の多様な主体との連携及び自発的な行動により、被害の最小化及びその迅速な回復を図れるように、災害対策基本法、国防災基本計画及び県計画を参考に基本理念を追加。
- 住民の責務や事業者等の責務の明確化
防災訓練への参加や災害から得られた教訓の伝承等、住民や事業者等の責務について、国防災基本計画や県計画を参考に追加。

防災教育の充実

- 防災教育の充実
最低3日間、推奨1週間分の備蓄や、災害発生時にとるべき行動など、防災知識に関する普及啓発活動について修正。
- 災害教訓の伝承
過去に起きた大規模災害に関する調査分析や資料を活用し、災害教訓として後世に伝える取組について、国防災基本計画及び県計画を参考に追加。

企業や地域の防災体制の向上

- 企業防災の促進
災害時に企業の果たす役割の重要性から、業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）の取組等について修正。
- 地区防災計画の作成
各地区の防災力の向上のため、居住者や事業者等による自発的な防災活動に関する計画の作成を推進するため、災害対策基本法及び県計画を参考に追加。

2 町の自然的条件や社会的条件を踏まえた修正

(1) 要配慮者対策の充実

要配慮者対策の充実

- 避難時に支援が必要な避難行動要支援者、避難行動要支援者名簿に記載されていない在宅の一人暮らし高齢者や障がい者、施設入所者、外国人等、災害時に支援が必要な要配慮者の支援体制について修正。

(2) 土砂災害対策の充実

土砂災害対策の充実

- 予防対策
土砂災害防止法に基づき、要配慮者利用施設の利用者の警戒避難体制や土砂災害ハザードマップによる住民への周知等について修正。
- 応急対策
土砂災害発生時の応急対策として、土砂災害防止法及び県計画を参考に、土砂災害警戒情報や応急対策等について追加。

(3) 孤立が予想される集落の対策の追加

孤立が予想される集落の対策の充実

- 予防対策
孤立が予想される集落の調査や、救援実施に必要な体制の整備等について追加。
- 応急対策
災害発生時の孤立集落の救助・救出、通信手段の確保や食料等の物資の搬送等について追加。

(4) 個別災害対策計画の充実

個別災害対策の充実

- 航空機事故対策計画については、事故が発生した場合の災害の特殊性を鑑み、県計画を参考に応急対策計画を見直すとともに、予防対策計画を追加。
- 本町の地域特性から、鉄道災害対策計画、道路災害対策計画、危険物災害対策計画、大規模な火事災害対策計画、林野火災対策計画を追加。

(5) 観光客等の帰宅困難者対策の追加

観光客等の帰宅困難者対策の追加

- 予防対策
観光客をはじめとする来町者等が帰宅困難になった場合に備え、観光施設や大規模商業施設等との連携、情報提供体制の整備等について追加。
- 応急対策
帰宅困難者の安全確保策として、情報提供や滞在支援、帰宅支援について追加。

3 近年の大規模災害の教訓を踏まえた修正

(1) 計画の基本方針の見直し

計画の基本方針の見直し

- 計画の基本方針に、新型コロナウイルス等感染症対策や水害対策等について反映。

(2) 緊急輸送対策の充実

緊急輸送対策の充実

- 予防対策
災害に備え、町有車両の災害時における配車体制や、輸送機関との連携体制及び規制除外車両の事前届け出の周知等について追加。
- 応急対策
災害時における車両の確保体制や、道路情報の活用、ヘリコプターの受入れ体制等について修正。

(3) 通信対策、災害広報の充実

通信対策、災害広報の充実

- 予防対策
地理情報システムの構築や、ICTを活用した最新の情報通信関連技術の導入の検討等、防災情報通信体制の整備の方向性について修正。
- 応急対策
防災行政無線が使用不能になった場合や電源が確保できなくなった場合等における関係機関との連携体制、また、インターネットやSNS等を活用した災害広報の充実等について修正。

(4) 住居対策の充実

応急仮設住宅等の貸与

- 予防対策
仮設住宅等の住居の確保の必要性が生じた場合に備えて追加。
- 応急対策
応急仮設住宅の建設から運営までの内容を全体的に修正。賃貸型応急住宅等の提供、住宅の応急修理についても修正。

二次災害の防止

- 豪雨や地震による建物の倒壊等の二次災害防止のため、住民への広報活動や、県と連携した危険度の判定を行う体制（応急危険度判定及び被災宅地危険度判定）等について追加。

(5) 防疫及び保健衛生対策の充実

防疫及び保健衛生対策の充実

- 被災者の心身の健康の保持を図るため、県、医療機関等と連携した体制について、県計画を参考に修正。

(6) 広域停電対策の追加

広域停電対策

- 北海道で地震災害発生時に発生した大規模停電等を踏まえて、国防災基本計画等を参考に応急対策について追加。

(7) 災害復興計画作成体制の追加

災害復興計画作成体制の追加

- 町全体が甚大な被害を受けた際の計画的な復興事業を推進するための対策として、国防災基本計画を参考に追加。

(8) 罹災証明書交付等、生活再建体制の充実

罹災証明書交付体制の修正

- 予防対策
罹災証明書の交付に備え、被害の調査体制や情報共有体制等の事前対策について追加。
- 応急対策
罹災証明書の速やかな交付の観点から、第3章災害復旧計画から第2章災害応急対策計画に移動し、交付手順等について県計画を参考に修正。

被災者台帳作成の追加

- 予防対策
罹災証明をはじめ、様々な被災者支援を迅速かつ的確に行えるように、被災者台帳作成の体制整備について追加。
- 応急対策
被災者台帳の作成や利用等応急対策について、国防災基本計画及び県計画を参考に追加。

(9) 安否情報の提供体制の追加

安否情報の提供体制の追加

- 大規模災害発生時に、速やかに適切に安否情報の提供が行えるように、災害対策基本法及び県計画の修正を参考に追加。

(10) 救助に備えた体制整備の追加

救助に備えた体制整備の追加

- 救助に必要な資機材確保に向けた関係機関との協力体制の整備や、自主防災組織への指導等、救助の事前対策について追加。

4 国や県等の動向を踏まえた修正

(1) 避難対策の見直し

避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 避難指示等の避難情報や避難誘導、指定緊急避難場所及び指定一般避難所等の避難対応に備えた避難計画を、県計画を参考に修正。● 地震や豪雨等により指定緊急避難場所までの避難が困難な場合等に備え、町が指定した集会所や公民館等の一時避難所に関する周知や、自治会や自主防災組織等との連携体制について追加。
指定緊急避難場所及び指定一般避難所、指定福祉避難所の環境対策及び住民への周知	<ul style="list-style-type: none">● 指定緊急避難場所及び指定一般避難所の指定の基準や、良好な生活環境の確保に向けた整備等について、国防災基本計画及び県計画を参考に修正。災害種別に応じて避難先の選択が異なることを住民に周知徹底すること等についても修正。また、災対法の改正を踏まえ、指定福祉避難所の周知徹底についても修正。
マイ避難の推進	<ul style="list-style-type: none">● 災害時における住民の自発的に避難につながるように、県が推進する「マイ避難」の取組を追加。
避難情報等の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 災対法の改正及び避難勧告等に関するガイドライン、県計画を参考に、5段階の警戒レベルとあわせて、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の指示等について修正。また、避難指示等の要否を検討すべき情報として、気象庁のキキクルについても追加。
避難所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none">● 食事やプライバシーの配慮、新型コロナウイルス等感染症対策をはじめとする良好な生活環境の確保、男女共同参画の視点に基づく避難所運営、被害状況に応じた指定避難所以外の宿泊施設等の利用等、避難所の開設や運営について修正。在宅の被災者や車中生活を送る被災者等への支援等についても、国防災基本計画や県計画を参考に修正。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

個別避難計画の策定	<ul style="list-style-type: none">● 災対法の改正を踏まえ、避難行動要支援者ごとに、個別避難計画の策定や更新の推進、計画の利用等について修正。
-----------	--

(3) 広域避難体制の修正

広域避難体制の修正	<ul style="list-style-type: none">● 災対法の改正を踏まえ、大規模災害により町外への立ち退きが必要な場合に、県内もしくは県外の市町村への広域避難について修正。また、他市町村からの受入れについても修正。
-----------	---

(4) 災害救助法の適用時期の修正

災害救助法の適用時期の修正	<ul style="list-style-type: none">● 災害救助法の改定を踏まえ、大規模災害が発生するおそれがある段階から、災害救助法を適用し、避難所の供与や、要配慮者等の輸送といった救助等が対象となることについて修正。
---------------	--

(5) 気象情報の修正

気象情報の修正

- 特別警報・警報・注意報等の更新や、被害状況等の報告方法等について、気象業務法や県計画を参考に修正。
- 土砂災害や洪水災害の危険度の高まりを地図上で確認できる気象庁の「キキクル（大雨・洪水警報の危険度分布）」について追加。

(6) 被災者生活再建支援法による支援

被災者支援の修正

- 災害復旧計画に掲載していた被災者生活再建支援法に基づく被災者支援は、災害発生からの迅速な対応が必要なことから、災害応急対策計画に移動。あわせて、改正被災者生活再建支援法の反映について、県計画を参考に修正。